

船舶事故調査報告書

令和3年5月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和2年3月4日 01時30分ごろ～01時55分ごろの間）
発生場所	不明（北海道えりも町襟裳岬南方沖）
事故の概要	漁船第三十八辰栄丸は、襟裳岬南方沖を漁場に向けて南南東進中または操業中、甲板員1人が落水して死亡した。
事故調査の経過	令和2年3月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十八辰栄丸、9.7トン HK2-21504（漁船登録番号） 個人所有 14.54m（Lr）×4.01m×1.58m、FRP ディーゼル機関、540kW、平成8年9月5日 第200-29617号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 56歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年11月17日 免許証交付日 令和元年6月5日 （令和6年11月16日まで有効） 甲板員A 19歳 操縦免許 なし
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：波向 北東、波高 約1m、水温 約3
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか甲板員4人が乗り組み、えびかご漁の1回目の投かご作業を終えて、令和2年3月3日20時ごろ、えりも町えりも港に帰港し、漁具を積載した後、2回目の投かご作業を行う目的で、23時30分ごろ、同港南南東方沖の漁場に向けて出港した。 船長は、翌4日01時30分ごろ、約9～10ノットの対地速力で南南東進中、漁場まで約2～2.5海里（M）の距離に達したとき、

	<p>操業準備開始を知らせるベルを鳴らした。</p> <p>船員室及び同室下方の寝台で休息していた甲板員 A ほか甲板員 4 人は、船員室で固型式救命胴衣を着用しカッパに着替えた後、準備を終えた者から随時、船員室後壁に設けられた臨時出入口を通して後部甲板に向かった。</p> <p>本船は、襟裳岬灯台から 176°（真方位、以下同じ。）13M 付近の漁場に到着して投かご作業を開始した。</p> <p>右舷船尾で投かご作業を行っていた甲板員は、操業開始後間もなくして後部甲板に甲板員 A の姿が見えないことに気付き、他の甲板員と声を掛け合って捜したものの、甲板員 A は見つからなかった。</p> <p>各甲板員は、操舵室の船長に甲板員 A が見当たらないことを報告し、船内及び付近海上を捜索する者と残りの投かご作業を終わらせる者とに別れて行動した。</p> <p>本船は、01時55分ごろ、船内及び付近海上を捜したものの、甲板員 A が見つからなかったため、船長が、僚船全てが受信できる無線で本事故の発生を通報するとともに、操業準備開始が発令された場所に向けて発進し、その後、来援した僚船と共に捜索を行った。</p> <p>本事故の発生は、僚船から所属漁業協同組合を通して海上保安庁に通報され、本船、僚船の他、海上保安庁の巡視船及び航空機により甲板員 A の捜索が行われた。</p> <p>甲板員 A は、5月30日、岩手県釜石市所在の^{しこつきまねしま}死骨崎金島灯台から 090°9.7M 付近で発見され、医師により、直接死因は不詳、「死亡したとき」は令和2年3月4日から5月30日の間と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船が従事するえびかご漁は、毎年3月の漁期始めに1本のロープに約100個のかごを取り付けた漁具約10本を、数か所の漁場に分けて後部甲板から投かごを行い、漁期始め以降は、前部甲板から投かご済みのえびかご1本を揚収して漁獲物を外し、再度投かご作業を行うものであった。</p> <p>本事故時、後部甲板は数個のLED作業灯で照らされ、明るい状態であった。</p> <p>本船は、後部甲板右舷側にかご約500個を甲板上約2mに、同左舷側にロープ等を2段の階段形状のブルワークの1段目とほぼ同じ高さとなる甲板上約0.7mに、それぞれ積み重ね、後部甲板にほぼ隙間なく漁具が積載されていた。（写真1、図1 参照）</p>

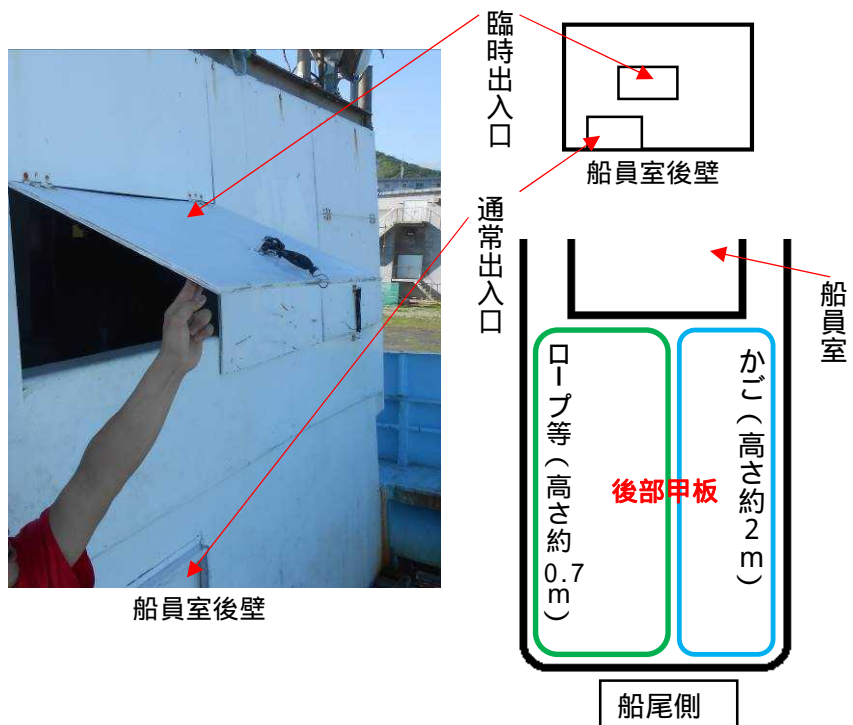


写真1、図1 後部甲板及び船員室出入口の状況

本船は、船員室後壁にある引き戸式の通常出入口が漁具でふさがれていたため、同出入口上方に、下端が甲板上高さ約1.7mの、上開き型の臨時出入口を設けていた。

各甲板員は、船体中央部にある船員室から後部甲板船尾側へ移動する際、臨時出入口から後部甲板に出て、同甲板左舷側に積まれたロープ等の上や、2段の階段形状で、1段目が甲板上高さ約0.7m幅約0.3m、2段目が1段目からの高さ約0.5mのブルワークの1段目の段上を通行していた。(写真2 参照)



写真2 ブルワークの状況

甲板員Aは、甲板員5人のうち3番目に船員室から出ていたが、甲板員Aの前後に後部甲板に出た甲板員を含め、船員室を出た後の甲板

	<p>員Aを目撃した者も、落水音等の異常音を聞いた者もいなかった。</p> <p>甲板員Aは、平成31年4月から本船に乗り組んでいたが、漁期始めの投かご作業に従事したのは、本事故前の1回目の作業時が初めてであった。</p> <p>本事故当時、甲板員Aの体調に、ふだんと異なる様子は見られなかった。</p> <p>甲板員Aは、カップ上下の内側に固型式救命胴衣を着け、ゴム長靴、ゴム手袋を着用し、防寒用の耳当てが付いたキャップ形の帽子を被っていた。</p> <p>本船は、本事故時、ふだんの操業時と比べて海象が穏やかだったので、船体動揺が少なかった。</p> <p>船長は、甲板員Aが後部甲板から落水したのではないかと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>甲板員Aの死因は、不詳であった。</p> <p>甲板員Aは、本船が襟裳岬南方沖を漁場に向けて南南東進中または操業中、落水して死亡したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、01時30分ごろ操業準備開始が発令され、甲板員Aを含む甲板員5人が船員室から後部甲板に出て、01時55分ごろ船内に甲板員Aがいないのが確認されていることから、この間において落水したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、後部甲板に出た後、甲板上のロープの上、あるいはブルワークの1段目段上を移動中、体勢を崩すなどして落水した可能性があると考えられるが、目撃者がいないことから、それらの状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、襟裳岬南方沖を南南東進中または操業中、甲板員Aが落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、甲板上に漁具等を積載する場合は、通路を確保できる量に制限するか、ブルワーク上に落下防止柵を設ける等して、乗組員の海中転落防止の措置を講じること。

付図1 事故発生場所概略図

